

平成28年度 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日時 平成28年7月19日（火）午前10時から午後12時30分まで

2 場所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 出席委員（8名）

石井 慶造	東北大学 名誉教授
西城 潔	宮城教育大学 教育学部 教授
平野 勝也	東北大学 災害科学国際研究所 准教授
牧 雅之	東北大学 学術資源研究公開センター植物園 教授
柳澤 文孝	山形大学 理学部 地球環境学科 教授
山本 和恵	東北文化学園大学 科学技術学部 建築環境学科 教授
山本 玲子	尚絅学院大学 名誉教授
由井 正敏	一般社団法人 東北地域環境計画研究会 会長

(参考)

傍聴者人数：6名

4 会議経過

(1) 開会 司会（大泉副参事兼課長補佐(総括担当)）

審査会は13名の委員で構成されており、本日8名の委員の出席のため、環境影響評価条例第51条第2項により、会議の成立を報告した。

また、県情報公開条例第19条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開すること、内、個人のプライバシー及び貴重な動植物等の生息・生育に係る情報については、同条例第8条及び情報公開法第5条に基づき非公開となることの確認を行った。

(2) あいさつ（渡部環境生活部次長）

おはようございます。本日は大変お暑い中、また御多忙のところ、環境影響評価技術審査会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の審議事項でございますが、先月の17日に開催されました審査会に引き続きまして、環境アセス法第1種事業に該当いたします鬼首地熱発電所設備更新計画の配慮書についてです。前回の審査会において事務局から配慮書の概要を御説明いたしました。その際に委員の皆様から配慮書の記載内容に関する指摘等がありました事項について、今回の審査会で事業者の見解を御説明するほか、大崎市長から提出されました当該配慮書に係る意見を御紹介する予定としております。委員の皆様にはこれらを踏まえて御審議を頂きまして、答申を取りまとめいただきたいと考えております。活

発な御議論をお願いいたしまして、簡単ではありますが開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(3) 審議事項

【司会（大泉副参事兼課長補佐（総括担当））】

それではこれから議事に入りたいと思いますが、環境影響評価条例第51条第1項の規定により会長に議長をお願いしたいと存じます。山本会長どうぞよろしく申し上げます。

【山本会長】

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の議題は、審議事項として鬼首地熱発電所設備更新計画 計画段階環境配慮書についてということで、答申をまとめるところまでいければと考えております。

本審議等に関しましては、貴重種の生息場所の特定につながる情報が含まれておりますことから、貴重種に関わる審議となりましたら、傍聴人の方には一時退席していただくこととなりますので御了承願います。

それでは、早速、審議に移りたいと思います。参考人の方々。

(参考人入室)

まず、資料1～2及び参考資料、資料3の動植物以外の部分について、事務局から説明をお願いします。

鬼首地熱発電所設備更新計画 計画段階環境配慮書について（答申）

- 資料1及び2 事務局説明（藤村技術主査）（略）
- 参考資料 事務局説明（大信田技術補佐（総括））（略）
- 資料3 参考人説明（略）（動植物以外）

【山本会長】

ありがとうございました。それでは引き続き先生方の御意見をお聞きしたいと思いますが、その前に欠席の先生方から何か御意見がありましたでしょうか。事務局でもし受け取っているようであればお願いします。

【事務局 藤村技術主査】

欠席の先生方からは特に御意見はございませんでした。

【山本会長】

わかりました。

それでは質疑に入りたいと存じます。

先ほどの説明に関しましてまずは動植物以外の部分に関して御意見、御質問等ござい

ましたらお願いいたします。

【柳澤委員】

前回は質問させていただきましたが、熱水のpHが3～8ということがありました。地下の貯留層が多分一つではない、複数の属性を持っているものが存在するのではないかと推定されるわけです。硫化水素とか生産量とか色々な情報が出ていますが、これは全部、地下の様子は一つの貯留層を前提として全ての計算がなされているわけですが、地下の様子がどうなっているのかというのは、どのようにお考えになっているのでしょうか。

【参考人】

地下で一つのものではなくて、性状からすると分かれているのではないかとの御質問ですけど。確かに地下のある場所では酸性、またある場所ではアルカリ性の熱水を出すような場所があります。ただそれは構造的には分けるものは明確にはございませんで、一つの大きな貯留層の中で、流体が流れている中で、岩石との反応等々でそういう場所の住み分け、場所の区分けができてしまっているのではないかというようなモデルを考えております。

【柳澤委員】

地下の断面図がありますが、どの辺でどのようなものがあるというのは分かっているのでしょうか。

【参考人】

はい。発電所敷地の直下では強酸性の流体が出ておまして、少し発電所の敷地から外れる方にまいますと、中性から弱アルカリ性の流体を産出しているような井戸が分布しております。

【柳澤委員】

母岩が違うということですか。

【参考人】

母岩ということでは違いがございません。構造的、地質的にはおしなべて違いの無いところでそういった流体の違いが生じております。

【柳澤委員】

こういう熱水みたいなところというのは火山ということで酸性になるという話はわかるんですけど、中性になっているという理由は反応が進んでいるということですか。それともそれ以外に理由はあるのでしょうか。

【参考人】

私ども考えているところでは、根源的には変わらないような、熱水が地下から供給されて、あるいは天水と混合されていると思いますけども、岩石・水反応で場所によって違いが出てきているのかと考えております。

【柳澤委員】

ちょっと心配するのは一つの流体だということで、全ての計算、硫化水素が出るとか、生産の量がどうだとか、全部出てきているわけですけど、地下の状態は多分一個じゃないものだと思うんですね。その辺のところはどの程度計算した硫化水素の発生量とかそれ以外のものに影響があるかっていうものをある程度幅を持って示していただいた方がいいのかなと思いました。

【参考人】

御指摘いただきましたとおり、一つのものではないと、性状的には当然違いますので、その部分は配慮いたしまして、今後検討を続けさせていただきます。

【平野委員】

一つ目は質問ですが、環境省の参考資料で配布いただいた地熱開発の取扱いについて、これで問い合わせたところ、地形改変を伴うのであれば、この除外規定に該当しないということだったようですが、これに対して、地形改変無しの計画案を作り直される御予定なのか、それとも1種特別地域なのでハードルが高いですが、改めて審査をされるおつもりなのか、その辺お聞かせいただければと思います。

【参考人】

新たな敷地造成を伴わない限りにおいてとのことでございますので、極力我々としても地形改変を行わないような案が立てられるかどうか今後検討していきたいと思えます。そこでちょっと、技術的にどこまで可能性があるのかというのは正直我々としては、なかなか困難であるので、今回の計画を示させていただいたわけですけども、それが難しいということであれば、今後更に計画を進化すると共に色々な検討を進めて、なるべく現在の改変してあるところに収められないかということを検討した上で、次回の方法書の手続きで具体的に審査していただきたいと考えております。

【平野委員】

懸念しておりますのは、今回丁寧に複数案を検討できない理由を提示していただけてますけど、例えば生産井の隣に、駐車場との間に少し敷地があるみたいですし、多少駐車場を小さくしてもいいでしょうし、還元井への配管や橋もありますし、生産井からの配管もありますので、大して影響が増えるものではありませんので、配管減らして、こちら側からターゲットに向かって還元井を掘ることはおそらく可能ですよね。それが技術的に成立するのかわかりませんが。そういう形で敷地改変をしない案を持ってこられたときに今回の資料はすごく一貫性の無いものになりかねないのをすごく懸念し

ております。ですので、やはり複数案をきちんと見せていただいて、そういうことは技術的に可能なのかどうかというものも含めて、県で、それから鈴木先生だと思えますけどベストアベイラブルという言葉が出ておりますけど、こういう検討をするとういうプラスマイナスがありますと、敷地改変は無いんだけどこんなにマイナスが大きいので今の案になっているとか、そういう説明が必要だと思います。そういう資料を作っていないと環境省との話もうまくいかないと思いますので、そこはきちんとやっていただきたいと思います。

2点目はこれも一貫性に関わる問題ですが、前回私が申し上げました景観についてはもういいのではと言いましたけど、これは何か評価しようとしたときに、あえて影響が無さそうなものを選んで、非常に簡単に言えることを選んで見えてしまうのが、すごく問題だと思っていて、やはり影響が大きいと思われるものを評価していくという姿勢が必要で、自然公園法で景観への影響は現状よりも悪くならないというのが入っているのが気になった点ですので、配慮書に直接反映できないとは思いますが、今後やはり影響が大きいものをきちんと選んで環境影響評価をしますという一貫性のある姿勢をとっていただければと思います。

3点目は住民説明の話、丁寧な話を頂きましたが、これは地権者説明、権利者説明ですよね。おそらく必要なのは、権利者とお話をするのは当たり前話ですので、議事録に出ていたけども、是非、地元の住民説明会をきちんとやっていただけませんか。それが大事なのかと思います。

【参考人】

1点目の一貫性のお話。複数案を取りえない一貫性のお話でございますが、敷地の面積を今後狭めていくということについては、色々な考え方の違い等もありまして、今後見直していくこととしております。ただし位置につきましては、還元井の貯留層に向けられるのかということにつきましては、今の位置以外では基本的に有り得ないということを考えております。そういう意味ではもしかすると一貫性というところの考え方と次回の案にお示しします方法書の案とまったく違って来るかもしれませんが、そこについては色々ともう少し一貫性のあるように御説明できればと思っております。

それから2点目の景観について、あえて影響が大きくなるものを選定しているように見えるという御指摘ですが、そこについては我々としても書き方というかそういう説明の仕方も悪いところもあったのかなと思いましたが、いずれにしても方法書以降では、色々、各種、硫化水素等も含めて丁寧に予測・評価を行って説明させていただきたいと考えております。

それから3点目の住民説明会については、配慮書手続きではございませんでしたが、方法書手続きではきちんと住民の方々に公共の場で説明会等を行っていくことを計画しておりますので、よろしく願いいたします。

【平野委員】

はい。もう一点確認ですけど、地形改変が必要なのは還元井の部分でしたよね。

【参考人】

若干，生産井の方もございます。

【平野委員】

両方かかってくるんですね。了解です。

【由井委員】

添付資料5の硫化水素の経年変化のグラフですけども，これに対応する本編の資料ではどこにこういうことが記載されているのですか。

【参考人】

本編のページ30・31の補足になるものと考えております。そちらに硫化水素の経年変化ということで平成22から26年のほうを記載しておりますが，これをさらに遡って平成17年から26年ということで追加した資料が添付資料5になります。

【由井委員】

温泉周辺の硫化水素の環境基準は。

【参考人】

特に環境基準はございません。

【由井委員】

ただ毒性はありますよね。

【参考人】

はい。毒性はありますので，我々の一つの目安としては，作業がし得ないという労働安全衛生規則を一つの例として出しております。

【由井委員】

いずれ今回は出力がアップしても硫化水素の量は変わらないという予測なんですよね。そこはわかりました。

それから騒音のことについて前回お聞きしたんですけども，最後のお答えで方法書以降で選定する可能性があるということはわかりました。私が当時質問したかったのは，既存の施設を壊すときの音，運搬するときやはり車で運びますから騒音が出ますので，新設するとき騒音を参考項目にするのであれば当然廃棄するとき，それから廃棄物を運搬するときにも当然評価項目にしなければいけないだろうという考えで質問したんです。実際には運搬ルートは本編の15ページにあるように山の方しか載っておりませんが，温泉街など，どこを通るかによって，通常は地熱に関して騒音はそもそも参考項目に入っていないとのお話だったんですけども，市街地近傍，あるいは多少繁華などところを通る時はやはり影響はあり得ると思います。それで方法書以降はそういうことも

勘案しながら影響有りと思われるときは予め入れていた方が自分達としても説明しやすいと思いますので、よろしく申し上げます。

【参考人】

今質問のありました道路交通騒音につきましても、今後の調査・予測・評価について、おっしゃられるとおりに考えていきたいと思っております。

【山本会長】

由井先生が御質問になりました硫化水素の濃度に関してなのですが、10ppmというのは労働衛生の中で酸欠になる場所に関して決められている管理濃度です。それから労働環境の中では酸欠状況ではなくて5ppmというのがもう一つ定められております。これはそれを取り扱うもので、ただし、そういう所で作業をなさる方たちは防護器具、防護装置などをきちんとやらなければならない。それから局所排気というものをやらなければならない。そういう意味での職場の状況を決めた数値でありまして、自然の状況の中でというものではありません。自然の状況の中でこういう規制をしているのは国内では無いのですけども、アメリカでは0.025から0.03くらいだったと思いますが、メインは悪臭ですけども、そういう数値が設けられていたかと思えます。ですから、周囲環境に影響が無いということで10ppmという数値を挙げられたというのは適切でないというふうに思いますので、事業者の方々はもっとお調べいただければと思います。

それからもう一つ追加で、硫化水素を拡散させれば良いということですが、当然ながら煙突が高ければ高いほど、直下のところには落ちないで遠くへ拡散していくわけですよ。被害というのは直近の場所ではなくて他のところに影響が出てくる。御回答のところにも着地地点でどういう影響があるかということ、風洞実験で確認したいとおっしゃっていましたが、これも非常に大事なことだと思います。拡散というのは濃度規制のところクリアしようという考えなので、やはり総量のところで減らすということを考えていただいた方がいいのかなと思います。また、言及されておりましたが、国内の地熱発電所で2箇所脱硫装置をつけているところがございます。その点に関して事業者はどのようにお考えでしょうか。

【参考人】

周囲の環境については現在こちらの方で考えておりますのは、現状の運転状態では発電所からの影響と周囲からの影響とどのような割合なのかについてですが、やはりこれは今後予測評価をやっていく中で掘んでいきたいと考えております。

それから今後既設の発電所は今年度末に停止しようと考えておりますが、その後も現状の周囲の硫化水素を測るということと、今後どれだけ放出するのか予測をしていきたいと考えております。なお硫化水素の拡散については火力発電所の放出とは違っていて、割と出て行く温度が低いということがございます。あと硫化水素の性質から考えますと、先行事例などを見ますと、割と周囲に着地する傾向にございます。ですので風洞実験で例えば風速、色々な気象条件で予測を行っていきますが、現状の調査と予測の結果次第

では脱硫装置の検討も一つの項目に入ってくるのかと思います。ただし、今後の予測次第である程度、特に影響が無いということであれば、現在の方式で行きたいと考えております。

【山本会長】

既に出されている本編の30・31ページの濃度というのは悪臭から考えますと当然基準を上回っている数値なんですね。ですから何を以て予測次第でというのか、予測次第の根拠となる数値をどのようにお決めになるのか。といいますのは、前回も触れたと思いますが、PR館、この周囲は公園事業として遊歩道が作られるはずで、人がこの近辺に出入りすることがある。ということは近くに民家が無いから影響が無いとは言えないのではないかと思います。悪臭濃度から考えますと、ここに示されている数値は当然ながら上回っているし、何を基準としてお考えか教えていただけますか。

【参考人】

この地域は周囲にかなり直接噴気しているところもございます。実際かなりの地獄地帯ですので、もともと周囲の濃度が高いということで、それに対する影響というのはどれだけ環境に影響を与えるのかという寄与濃度で判断すべきではないかと考えております。ただ、バックグラウンドといわれる周囲の濃度が高くて、我々のところがどれだけ影響を与えているかというところはまだ十分に解明できていないところもありますので、やはり周囲に与える寄与濃度としてどうなのかということに最終的にはなってくるのかと現状では考えております。そういうことも含めて予測・評価をしていきたいと思っております。

【山本会長】

それは方法書で取扱いということですか。

【参考人】

はい。そのとおりでございます。

【平野委員】

硫化水素の問題ですが、風洞実験と何回かおっしゃっていますが、風洞実験も結局設定状況によって極めて線型的なことが起こり得ると思っております。風速ですとか自然状態では色々な風速が交じり合ったり、しかも風洞実験の風のように安定した流れというわけもございませんので、どれぐらい再現性があるのかということがすごく気になっていて、風洞実験を何度かやって着地場所はここですというのは凄く危惧を感じております。逆にいうと工学的に根拠が薄いだけけれどもきちんと検討しましたという書類になってしまいそうで、その辺の不安定性を考えると、もう少しマクロに押さえられませんか。今までの運転実績があるわけですから、その測定データを持ってきて問題ありませんということが言えればいいわけですよ。風洞実験やったから、さも科学的にやりましたという顔を、実は信頼できないデータとなるよりは、今までの実績を踏まえてこうい

うことになっているし、例えば鳴子の温泉街に行ったら硫化水素の臭いがしない方が逆に鳴子に来た気分がなくなっちゃうようなそんなものだと思うので、あまりネガティブに考えずに、科学の振りをするよりは、一所懸命今までの運転実績を踏まえて資料を作るほうが、お金をかけて風洞実験しても直感的には信頼性のあるデータとなるとは思えないので、是非少し今までの運転実績をベースにした評価をしていただいた方がかえって工学的に正しい気がしますので、あまりひるまずに堂々とやっていただければと思います。

【参考人】

硫化水素の件に関しては、先ほど10年間の硫化水素の分布をお示しましたけども、これは運転中ということになっておりましてバックグラウンドがどれくらいなのかというのが掴めていないのが現状でございます。今後は運転中、停止中のバックグラウンドを調査いたしましてそれに基づいて風洞実験もしてみてもどれくらい影響しているのかというのも踏まえて影響を評価、10ppm、5ppm、あるいはそれ以外の指標となるものも追加しながら方法書以降に記載していきたいと思えます。

【平野委員】

風洞実験をやっていただいても信用できないという気がして、そんなことはないですか。安定的な結果が出るものなんですか。風洞ではそうかもしれませんが実環境で本当に信頼できますか。

【参考人】

過去の省議アセス等でも風洞実験をやって影響が無いという予測で、実際に運転もしているという風に考えております。それ以外に再現できる数値シミュレーションも無いですし、風洞実験が今の手引きの中の手法と考えております。

【平野委員】

ちょっとマニアックになりますけど、コンピューターシミュレーションでモンテカルロ的に色々なパターンを使って試さないと本当のところはわからないと思うんですけど。風洞実験一発で済ませてきたんですね。ほかのところも含めて。

【参考人】

基本的には模型を作って、風速なんかも一番影響があるというところをもってお示しているというところでございます。

【西城委員】

添付資料6というので、硫化水素の周辺植生の影響が無いということを示す資料として写真が示されておりますが、これはほぼ同一の角度で撮影年次の違う写真のようですけども、やはり施設から見て一定の方向の植生しか写っていないわけですよ。例えば空中写真とかそういった資料もあるはずですので、そういうもので示していただか

ないと説得力に欠けるのかなと思いますので、そういった資料をできればお示しいただきたい。

【参考人】

今回噴気災害以降ようやく現地に入れるようになりまして、ある一定方向が撮れるようになったというところでございます。航空写真については調べましたが、この周辺のものについては噴気災害以降の写真が無いという状況でございます。今後可能であれば方法書以降でお示しすることはできるかという考えになります。

【石井委員】

平成28年の3月に行った源泉所有者説明会の3/4ページですが、PR館を建て替えるのか、観光客はいつまで行けるのかということについて、ここに説明が書いてあるのですが。やはりこの地熱発電という施設は珍しいものなので、そういう意味では観光のひとつの引き寄せのネタにもなるわけですから、Jパワーの説明は地元からのサポートを期待するとか自分達は積極的でないように見えるのですが、もう少し積極的にPRして観光のネタになるような姿勢でこの計画をやってもらいたいのですが。

【参考人】

7月1日からPR館はオープンしました。観光協会のホームページに載せましたところ思った以上にたくさんの人に来ていただきました。半月ほどで100名くらい。あと団体の学生、高校などから大型バス1台で来たいという申し込みがたくさんございまして、そういった意味では結構インパクトのある施設だなと改めて思っている次第であります。地元の声もありますし、できるかぎり頑張っていきたいと思っております。

【石井委員】

40年前に私も教授に連れられて行ったのですが。原子力発電だけでなく地熱発電というものがあるんだよと教えてくれました。再生可能なエネルギーの非常にいい例なので、人寄せとして、もっと積極的な姿勢を示していただきたいのでよろしく願います。

【山本（和）委員】

前回欠席しましたので、経緯がわからないところもあるかと思いますが。環境省からの取扱いの資料で造成があるかないかというのが大きなテーマになっているなかで、せざるを得ないとなったときに配慮項目については確実に増やすと考えてよろしいのかお聞きしたいんですけど。

【参考人】

今後調査を進めていきまして勿論改変もそうですが、その場所に重要な植物とかがみつけれられた場合には、その場所の改変を回避することを前提に今後計画を見直したいと考えております。

【山本（和）委員】

よりよい案を示していただくということなのですが、造成自体はやむを得ないわけで、廃棄物に関することも項目に入れることは考えていないということでもよろしいですか。

【参考人】

改変もそうですし、環境負荷は極力今取り入れた中で最小限にすることと考えております。そういう意味で今回配慮書では考える案を出したのですが、今後更に検討を進めていきたいと考えております。

【山本会長】

前回詳しく触れなかったのですけれども、既設の設備撤去に伴う環境影響ということで、発電所主務省令で現にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、この撤去又は廃棄を含むというのがこの工事内容のものになっていて、さらにそれに対する環境配慮の必要な項目が4項目出されております。この点に関しては事業者の方はどのようにお考えでしょうか。

【参考人】

今回の撤去工事につきましては撤去する理由としましては発電所の保安上、あるいは設備管理上どうしてもやむを得ないということで考えて、先行して行っていきたいと考えております。それから、いくつかあった環境負荷について、まず発生する廃棄物については明らかに新設工事よりも少ない。それから撤去工事に係る交通量とかも新設の方よりも少ないということで、今回アセスの手続き外としておりますが、ただし、きちんと廃棄物の発生とか、工事車両の台数については把握して管理していきたいと思っております。

【山本会長】

私が申し上げましたのは、廃棄物だけではなく大気環境、水環境、生態系、そういったものも配慮項目の対象となっていたはずなので、それが取り上げられていないということで、もう少しそこに目を向けられるお気持ちはあるかどうかですね。配慮書に関しては改変ができませんので、方法書以降のことになりますが、この点に関しましていかがですか。

【参考人】

まず大気環境ということで言いますと、どちらかというとい工事車両のNO_xとかSO_xとか騒音・振動とかが考えられますが、建設工事の台数が少ないので影響は少ないと考えております。それから水環境ですが、基本的に撤去工事では撤去工事に伴う改変、例えば排水とかを仮設のものをもってくるとか、雨水とか汚水が発生するような場合、必要な設備をもってくるとか、工事に関する作業員のトイレとかは仮設トイレを持ってきて、現地の河川には流さないことなどを考えております。それから生態系に関しましては、新設では改変を伴うという今の計画ですが、既設では改変を伴わず工事車両の台

数が新設工事よりも少なくなるので影響は少ないという風に判断しております。

【山本会長】

私が申しあげましたのは、含むと書かれているので、リプレースの新しく建てるところと撤去することを一元的に一緒に扱って対応する気があるかという意味で御質問しました。別々にして片方の影響が少ないから取り上げないというのではなくて、全工程の中でそれを取り上げるということです。

【参考人】

今回は別々に考えていきたいというふうに考えております。といいますのは、なぜ撤去するかということが、基本的に建設を含む前提もありますが、やはりその設備の経年劣化であるとか噴気災害の損壊とかを踏まえたものであるということで、今回そのいずれにしましても、この事業をやるから壊すということではなくて、もし、この事業をやらなくても廃止後撤去するという観点から今回言うものでございます。

【山本会長】

少なくとも、発電所の主務省令では第5条で第一種事業の一部として第一種事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には当該撤去又は廃棄を含むとなっているわけです。リプレースがあるかないかというのは書いていないので、ちょっと解釈が違うのではないかと思うのですが。

【参考人】

建設する場合に撤去を伴う場合は、と書いてあったと記憶しております。そういう意味でいきますと、今回、もしすぐ撤去のあと引き続き継続して建設工事が続くような場合にはそのような考え方になるかと思われませんが、今回は廃止後速やかに一度撤去をして、一回更地にするというところで、我々その条項には該当しないということで計画しているということでございます。

【山本会長】

事業者の立場はわかりました。審査会としてはそれをどう受け止めるかということで先生方の意見をお聞きしたいと思いますのですが、あくまでも取り入れないということですね。

【参考人】

はい。

【平野委員】

事務局としてはどのようにお考えですか。

【事務局 渡部次長】

今お話のあった主務省令は経済産業省で出しているものでございます。今回の鬼首の

地熱発電所の事業計画の中で既存設備の撤去、それ以降の新たな設備の建設というのがあるんですが、経済産業省が先ほどの主務省令に沿ったときに一つの事業として判断して既存設備の撤去から環境アセス法の第一種事業の対象ですよと判断するのか、いやこれは別物なので、既存設備の解体はアセスの対象外ですよと判断するか、それは経済産業省の方で最終的に判断することかと考えております。私どもも内部的にはこのような主務省令があるので、含まれるのではないかとの考えも心中にはありますが、最終的には経済産業省の判断に沿って対応したいと考えております。ただ先ほどから御意見がありますように、実際解体工事が行われますけど、さまざまな環境影響がございますので、アセス法の対象にならないとしても最大限の環境の配慮は事業者をお願いしたいと考えております。

【山本会長】

わかりました。

事業者の方にお聞きします。これまで地熱発電所というと、だんだん減衰してきて補充でまた掘削、井戸を掘っていますよね。今回のような方式だとこれは今後30年間必要ないということでしょうか。

【参考人】

やはり補充井が無くて動き続ける発電所もございますが、鬼首地熱の場合、補充井は必要になってくるであろうと想定しております。

【山本会長】

今の時点の問題では無いんですが、これまでも鬼首地熱では補充井を7本掘っているようでした。そういうときは新たに申請をなさっていたのですか。

【参考人】

補充井、生産井を掘り出すときは温泉法の手続きということで申請を全て行っております。還元井の場合は流体、地下から取り出すということが無いのですけれども、これも県の指導に基づきまして申請ではございませんが、報告という形で全てどういう井戸を掘るかということ報告しております。

【事務局 大信田技術補佐（総括）】

補足をさせていただきます。自然公園法では先ほど話のありました補充井としては一番最近のものでは平成21年に補充井に係る敷地整備として許可している案件もございました。

【山本会長】

そうですか。これまでも結構あるので、30年間というと案外たくさん補充井の工事があるのではないかと思います。そういうものはこれまであんまり地域環境への影響はなかったということですか。どうなんですか。

【参考人】

これまで補充井を掘ってきて、温泉モニタリング等を行って、特に変化は無いという結果が出てきておりますので、我々としては影響が無いものと考えております。

井戸を掘るにあたりましては源泉所有者の皆様の了解、事前に説明した中で了解を得てこういうことを続けてきております。

【山本会長】

他に先生方何かございますか。

もし、なければ動植物の審議に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは申し訳ありませんが、指定植物、貴重種の話が出てくるかと思っておりますので、傍聴席の方々には御退席いただきたいと思っております。この後、答申の話もございまして、しばらくお待ちいただければ次のところでまたお入りいただけるかと思っております。暫時椅子にてお待ちいただければと存じます。

(傍聴人退席)

【山本会長】

はい。それでは動植物の部分について御説明をお願いします。

鬼首地熱発電所設備更新計画 計画段階環境配慮書について (答申)

○資料3 参考人説明 (略) (動植物部分)

【山本会長】

はい。ありがとうございます。

先生方御意見ございますか。

【平野委員】

資料3の11番の方ですけど、私申し上げましたのはあくまでミティゲーションですので、植栽というよりは自然回復、自然復元という言い方をしていただいた方がいいと思います。そういう意図で申しておりますので、あくまで在来種等を先行的に少し植えて、復元を助けるような話のつもりです。植栽して緑をとという意味ではありません。

【参考人】

わかりました。特にこの地域がいわゆる硫気孔荒原性の植生となっておりますので、そういうものを助けるような全体のバランス、ミティゲーションという意味での計画になるように今後専門家の御意見も踏まえながら検討していきたいと思っております。

【由井委員】

東北森林管理局という林野庁の組織があって、希少猛禽類のデータを持っていますけども、それをチェックした結果、鬼首地熱付近の影響範囲には例えばクマタカはいない。

営巣地は無いようです。イヌワシも勿論いません。ただ希少猛禽類以外にもフクロウとかヨタカとか宮城県のレッドデータブックにも含まれているようなもの、特に関東地方の利水関係の事業では夜行性の鳥が工事中いなくなっている実例もありまして、ここで夜間工事があるかどうかわかりませんが、もし周辺にフクロウとかヨタカがいれば工事区域でなくとも周辺直近にいればやはり影響は出る可能性があるんですね。これまでも福島県や宮城県でリプレースの場合で周辺あるいは改変する施設そのものに希少種がいた例もありましたので、この回答に最後の方にある方法書以降の手続きによって動物についても検討いたしますと書いてありますというのは説明いただきましたので、少なくとも生態系までいくかはわかりませんが、希少植物のみならず動物についても、その事前調査というか、影響が出る可能性が有るか無しかのスタディーはまずやっておくべきだと思うんですね。後から出てくると手戻りになりますので、住民意見で実はあそこには何かいるよとなると問題になりますので、できれば方法書から入れてしまった方が早いという気もします。それでやってみて影響がなかったということであればそれでいいのではないかと思います。

【参考人】

動物については検討するという風に書いておりますが、現在既に希少猛禽類については2営巣期の調査ということで現在並行して調査をやっていることもあります。方法書につきましても当然植物のみならず動物についてもやる方向で考えております。範囲につきましても今後生態系も含めて周囲の生息状況等を調査していきたいと考えております。

【由井委員】

よろしく申し上げます。

【山本会長】

栗駒の国定公園の指定書及び公園計画書が引用されてなかったようなんですが、実際にはどうだったんでしょうか。もし動植物のところお調べになるのであればいい引用書だと思うんですが。

【参考人】

公園計画書等につきましては、今回ホームページ等に公開されている資料ではなくて、基本的にもし入手するとなると、直接環境省とかの方に公開請求をしないといけない資料ということで、配慮書の方では除いておりました。貴重な動植物の観点でいきますと、その他にも色々各種最新の宮城県や環境省のレッドデータブック等ございますので、そういったものを参考にして選定しておりました。今後方法書におきましては、今先生の言われた公園計画書も入手しましてそれにどう書いてあるかというのも含めまして調査・予測・評価をさせていただきたいと考えております。

【山本会長】

それではほかに先生方ございませんか。

無ければここで審議を終わらせていただいてよろしいでしょうか。

何か事務局の方で追加の意見はありますか。

【事務局 藤村技術主査】

特にございません。

【山本会長】

参考人の皆様，どうもありがとうございました。

【山本会長】

それでは，引き続きまして配慮書に対する答申案の審議に移らせていただきます。

先生の方から貴重種の具体的な項目をお出しになるようであれば，傍聴は遠慮していただきたいので，このまま審議を続けます。特に無いという事であれば，傍聴席の方にお入りいただく事になりますので，先に目を通していただけますでしょうか。

【由井委員】

私が言いたいのは，騒音が問題だと言っていたのは，人間に対する影響だけでなく，解体や新築の際の騒音が，その区域内でなくとも，その周辺に生息する動物に影響する可能性がある。そのために騒音を評価項目に含めて欲しいということで話をしていたのです。ですから個別事項の（２）に騒音とありますが，これは人間の事なんですよ。ですから（３）の動物のところですね，今，事業者はやるとおっしゃっていたのですが，知事意見としては「動植物については，希少種や生物多様性についての調査，予測，評価を行うこと。」とかですね。入れていただければ。私は鳥専門ですので，鳥類について触れて下さい。というのが私の結論です。

【山本会長】

それでは，説明のところレドデータブックに係るところや，動植物の貴重種に係る事項に関して具体的な言及がないので，傍聴席の方に戻っていただいてよろしいですね。

はい。それでは戻っていただいた上で，答申案の審議を続けたいと思います。

(傍聴者入室)

【山本会長】

それでは，引き続き事務局の方から答申案の説明をお願いします。

鬼首地熱発電所設備更新計画 計画段階環境配慮書について（答申）

○資料５ 事務局説明（藤村技術主査）（略）

【山本会長】

はい。ありがとうございました。

それでは、先生方の方から御意見をいただきたいと思います。

【平野委員】

最後の私の⑩について書かれた意見なんですが、あくまでも植物という意味ではないつもりでしたので、先ほど事業者の前でも申し上げたのですが、どちらかというとな般的事項の方に入れていただいて、自然復元とか自然回復というような言葉にさせていただいて、全般的事項の（４）にいれた方が良いと思います。文言的にも、保全措置をとるのではなくて、「有効に活用し自然復元、自然回復の措置に努めること。」という形にさせていただくと、いらなくなったところを自然にかえすという意味になる。それは植物だけの話ではなく、全般的事項だと思いますので前に繰り返していただいた上で、今申し上げました様に、自然回復若しくは自然復元に努めること。としていただければと思います。

【山本会長】

植物の項目を無くして良いということですか。そして全般的項目のところに入れると。

【平野委員】

動物も含めてということで。あくまでも自然回復というイメージでお願いします。

【山本会長】

他にはいかがでしょうか。

【平野委員】

議論になるかもしれませんが、これだけ周辺で自然の噴気も含めて硫黄分があるところですので、脱硫装置のことを名指しで取り上げない方が良いのではないかと思うのですが。そこまでしなくても良いかと思います。個別事項の最初の方に、脱硫装置の設置を検討することとあり、検討した結果必要ないと言うのは有りだと思いましたが、これを書かれると脱硫装置が必要ない理由を一生懸命作らないといけませんよね。

僕はそこまでの案件ではないと思うのですが。皆さんはいかがでしょう。

【山本会長】

地熱発電所で近々に造られたもので、脱硫装置を付けているところが2箇所あるのですが…。

【平野委員】

どこですか。

【事務局 藤村技術主査】

福島県の柳津西山と東京都の八丈島の2箇所となっております、理由といたしましては、福島県の場合は直近に直線距離で1 km～2 km 程度だとは思いますが、そこには人家があると。それから八丈島については、あのおり狭いところであり、観光施設というところもあって、そういう意味合いで付けているものと思われま

【山本会長】

更なる負荷をなるべく少なくして下さい、という意図だと思います。要するに総量規制に近い考えだと思います。これを入れるどうかについては先生方から御意見をいただいて、決めたいと思います。

【平野委員】

私は不要だと思います。事業者の今日の答弁でご回答いただいているので、知事意見にまで入れるものではないと思います。

【山本会長】

先ほど、由井先生が退席なさる前におっしゃった様に、個別事項で大気質、騒音、動物でまとめておりますけれども、これはいかがいたしますか。動植物でまとめるという手もありますが。動植物に対する影響について調査すること、とおっしゃいました。

ここに具体的に鳥類も含めて下さいということでしたので、よろしいですか。

ただ、動物の生態系について全く触れていないのですが、これについて先生方から御意見ありませんか。多分音を出しますと、鹿とか熊とか色々ありますが、影響は出るのでしょうか。

騒音に関しましても、施設稼働に伴う騒音となっておりますが、もし撤去とか廃棄物に関しましても取り壊しに関しても含めるとしますと足りないかなと思いますが、この点について御意見ございませんか。

それでは、平野先生から御意見のありました、硫化水素の除去装置の設置を検討することにつきまして、ここまで具体的にしなくとも良いのではないかと御意見をいただきましたが、先生方の中でどちらにフォローなさるかの御意見をいただいた上で決めたいと思います。ここの文言をどうするか。

事業者としては他のところで設置していることについて調べていなかったのですね。非常に勉強不足と言いますか、そういうことではないかと思しますので、この時点で設置を検討することがきつというのであれば方法書以降で議論することで。

【平野委員】

そういうのは僕も感じてはいるのですが、今日の質疑で十分ではないかという気がしていて、知事意見に載せる程では…。知事意見に載せるということは、検討することと言いながらやはり、この審査会として是非付けなさいと言っているのに等しくなると思っていますので、審査会としてそこまで脱硫装置をコストをかけてまで、設ける価値があると認めるだけの根拠がないというのが私の意見です。

なので、そこまでやる必要がないと言うのが私の意見です。

【事務局 渡部次長】

ちょっとよろしいですか。今後も方法書とか準備書とかで進めて行く中で、硫化水素の影響がこのまま無処理で拡散させては、影響が大きいというのであれば、その時点でこのような事を意見として述べるというふうな事も出来るので、現時点で検討を求める根拠が弱いということであれば、後々に可能性を残していくという方法もあるかと思いますが。

【山本会長】

はい。事務局としてはそのような考えだと。

となりますと大気質の部分ではその様にまとめてよろしいですか。

まず、冒頭の2行を削る。「また」も削ります。それで大気質、騒音の2つにまとめます。大気質これは「環境影響の程度を整理した上で」とありますが、「きちんと調査、整理した上で」と言うことだと思いますので、「調査」を加えるということではいかがですか。

ちゃんと調べていらっしやらない部分もあるのですよね。ですから、「調査、整理」ということではいかがですか。

【委員】

はい。

【山本会長】

「…した上で方法書を作成すること」。

大気質について、これは硫化水素だけでよろしいですか。

それから騒音も「施設稼働に伴う騒音」でよろしいですか。先ほどリプレースに関しては工事に含めるということで、経済産業省の方で詰めることではあるということですが、それも含めて環境アセスの中に入れること。この工事中のという「稼働に伴う」ではなくて。工事中の…。

【平野委員】

悩ましいのですが、アセスのキーワードとして、騒音というキーワードを使ってしまおうと人に対する騒音になるような気がするのですが、やはり動物の項目のところに「工事の騒音の影響」とかですね、そういう言い方をした方が良いと思うのですね。

なので、騒音という項目だてをすると周りに住んでいないという事で一蹴されてしまおうと思うので、動物のところに撤去を含めるかは微妙ですけど、「工事の稼働による騒音が動物に影響を与えるということをちゃんと予測、評価をすること。」という話にするのが良いと思うのですね。

【山本会長】

先ほどもあったのですが、車両が通行するのはここだけでなく、街の中も通って来ますから、これはこの項目があつていいかなと。

それで「車両による」ではなく、「車両等」ですね。それで最初の所に「施設稼働に伴う騒音や建設騒音」…

【平野委員】

これは、人に対する影響と考えると、ここは「工事用車両等による騒音」に留めて、動物の項目に…。

【山本会長】

「施設稼働に伴う」ですか。

【平野委員】

はい。

【山本会長】

ただ、先ほど私が言及したとおり、遊歩道があつたりとか、観光施設があるということになれば、全く人への配慮を考慮しない訳にはいかないのではないかと思います。広い意味では。

【平野委員】

施設見学者ですね…。

【山本会長】

常駐している訳ではないですから…。

【平野委員】

それも知事意見にする程のものでは無い気がしますが。

【石井委員】

大気質、騒音と動物は分けられるものではないと思うのですが。すなわち大気質にも騒音にもみんな、動物が入っているわけで。動物、植物と分けてしまうとか、逆に大気質、騒音の中に入れてしまうとか。先ほど、平野先生が言った様に、どちらかにしないと駄目なのではないでしょうか。

【平野委員】

アセスの枠組上は、これが評価対象なので、アセスの枠組としては騒音と言え人への影響なので、あくまでも動物への影響を懸念する場合は、動物のところに工事中への騒音が動物に対する影響に配慮しなさいという、言い方をしないといけないはずなので

すよね。事務的には。当たってますよね。

【事務局 藤村技術主査】

はい。

【平野委員】

なので、そういう整理にしませんかという事です。

【山本会長】

それを一つにしてしまっているのか、人も含めているから大気質、騒音、動植物のところで、動植物に対する影響について調査すること、と先ほど由井先生がおっしゃって行きましたので、それの中に含めると。

【平野委員】

枠組みは多分そのまま、(2)の騒音のところの前半を無くして、「工事用車両への騒音」とだけ、と残せば良いと思うのですが。

【山本会長】

いや、そこまでは…。

断定出来ないのではないかと…。公園の中だから、これはいらないと言ってしまって良いでしょうか。

他の先生方、いかがでしょうか。景観のところもそうでしたが、意外なところに落とし穴があり、しかも見落としている可能性がありますので。

私は騒音のところはこれで良いかと思っており、そして動物のところで追加をしていくということでいかがでしょう。動物でいわゆるロードキルに関しては太田先生が前回おっしゃっていた事ですので、それはいいですが、それに動物全般と書いておられますので、それで良いのかもしれませんが、由井先生が鳥類を入れて下さいとおっしゃっていたので、「鳥類及び地上を歩く爬虫類…を含む動物全般」でよろしいですか。

【平野委員】

この枠組み上、大気質についても人間への影響ですよね。

【山本会長】

そうです。

【平野委員】

なので、ここで動植物に対する影響で硫化水素があるのは、行政文書としてはおかしいと思うのですが。

やっぱり、硫化水素についても動植物に書かなければならないのではないのでしょうか。

【山本会長】

そうすると、この大気質のところは一切いらないということになりますか。

【平野委員】

そうなりますね。

【山本会長】

それはちょっと違う感じがしますね。

【平野委員】

今、書いてあるのが生態系、動植物の話しか入っていないので、人間への影響という事であれば…。

【山本会長】

ではここに人を入れれば良いわけですよね。硫化水素による人、動植物、生態系等への影響と、付け加えれば良いですね。

では、今までの議論についてまとめさせていただきます。全般的事項の4番目に…。平野先生これはどういう風にいたしましょうか。「工事後の自然復元に努めること。」これでよろしいでしょうか。

【平野委員】

はい。

【山本会長】

それから、個別的事項に関しては、「下記項目について、計画段階配慮事項に係る環境影響の程度を調査、整理した上で方法書を作成すること。」

「（１）大気質 硫化水素による人、動植物、生態系への環境影響。」

「（２）騒音 施設稼働に伴う騒音や建設騒音、工事用車両等による騒音。」で、一応これは残しておいていこうと思うのですが。

「（３）動物及び植物 動植物に対する影響について調査すること。」これは、最初に書かれているので必要ないですね。

【平野委員】

提案なんですけど、今まとめていただいているものを骨子にして、先ほど申し上げたように、大気質のところ動植物が入っているのが妙だったり、事務局側で環境アセスの枠組みそのものを、どうまとめるか。論点としては上がっているんで、技術審査会としては了承して、後は事務的な整理を会長としていただいたうえで、メール審議で若しくは会長一任でも構わないので、一回事務方で再整理が必要なのではないかと思われま

【石井委員】

単純な事だと思っているのですが、大気質のところ「人」と言っている訳だから、単に「硫化水素による人への影響」が良いのではないのでしょうか。ここに書いてある「硫化水素による動植物、生態系等への環境影響」というのは、動物、植物に入れてしまえば…。

【平野委員】

そうなんですけど、私の意見としては、硫化水素による人への影響というのは、本当に調べると知事意見で言うほどの内容なのですか。という気もするのですよ。

【石井委員】

それを言ってしまったら、大気質は無くなると。

【平野委員】

無くても良いというのが私の意見です。

【事務局 佐藤技術主査】

事務局から補足をさせていただきますけど、制度上の問題として主務省令を調べましたが、大気質の部分で確認したところ、人の健康、生活環境または自然環境に及ぼす影響…。

【平野委員】

自然環境も入っていると。

【事務局 佐藤技術主査】

ええ。先ほど、誤った回答をしてしまいました。人の健康、生活環境、自然環境と全部入っております。

【平野委員】

このままで良いですね。

【石井委員】

メインは人の健康なんですよ。この文章だと動物の中に人間が入っているわけだから、動植物の中に入れないといけないのでは。動植物の項目を（3）に作るわけですから、その内容は下（3）ですよ。上（1）は完全に人の健康ではないのでしょうか。

自然環境には人も入っている。人間に関する事を第一に言うべきですよ。それがここには書いて無い。だから、大気質の部分に書いている事をそのまま、ここに書けばいいわけですよ。そして動植物のところ、ここに書いていることを持ってくれば、今後、この議論をメールでやり取りする必要はないと思うのですが。

【平野委員】

すっきりすると思うのですが、知事意見として、人に対する影響をちゃんと検討しなさいと申し上げる程の内容でありますか、という事なのですよ。周辺には人が全く住んでおられない場所ですし、ある種、先ほども申し上げましたが硫化水素の臭いは、鳴子らしさを演出し、地熱発電所に来たという、そういう臭いでもある場所で、人への影響をちゃんと測りなさいと。そういう意味では、その他のところで、今回の配慮書で行わなかった環境影響の重大性について客観的かつ科学的に整理、検討した上で、その項目を決めなさい、というのがあるので、それに全部預けることで人の話は一切無しにすべきだと僕は思うのですが。

宮城県知事として、ここは人への影響が大きいから必ず入れなさい的な、項目は入れるべきではないと思います。ここまで強く言える影響がある話ではないと思うからです。

【山本会長】

それを先生は断言できますか。影響がないと。要するに環境アセスの場合は、その地域の環境に対して、この施設が出来たことに対してどのくらいマイナスの負荷が上乗せされるかということの評価すべき。

【平野委員】

僕が言っているのは、知事知見に個別案件として明記されることの強さ、そこまで強い確固たるものとして、この審査会として、話が出来ますかということです。

環境の影響の有無が断言出来る話ではありません。そこまで強く言うだけの根拠がありますか、ということなのです。

最終的には（４）で計画段階配慮項目以外について、ちょっとバランスが悪いから直しなさいと言うわけですよ。これがあれば十分ではないですか。ということです。

【山本会長】

ただ事業者が気づいていれば良いですよ。だけど、やり取りの中で結構調査不足であったり、認識不足であるところが多い様に思えます。その場合には、きちんとその部分を申し上げるのが審査会の義務ではないでしょうか。

【平野委員】

それは人への影響についてですか。

【山本会長】

そうです。例えばですね、労働環境で酸欠状況の数値を…。

【平野委員】

あれは、ひどかったですね。

【山本会長】

あの程度の認識しかしていないというのは、全般的にきちんと調べて下さいと、一応はお願いする形で出しますが、それ以外にもきちんと確認、調査をするという意識で行って下さいと、やはり明記すべきでないでしょうか。

【石井委員】

やはり硫化水素を吸って死亡している方もいらっしゃるわけですから、要するに人への健康の影響というのは何回言っても良いのでは。どこかで言っているから良いという代物ではないと思います。やはり、県がこれだけは気を付けて下さい、という項目を付けるべきであって、「何処かに書いてあるから良いんだよ」ではないと思います。これでは何かが起こってから、あの時言っていればとならないですか。人の健康が一番重要なのですから。

【平野委員】

それを言うと何もかも調査することになってしまいますよね。

【山本会長】

今回、答申案に出すのは何かというと、実は事業者がきちんと考えて下さってれば、それで済むことなんです。ただ、やり取りの中で、もう少し調べていただきたい、もう少し考えていただきたい、それから漏れている項目があるのではないかと、という事があれば、それを具体的に示していく。というのが答申の趣旨だと思います。

ですから、懸念がある部分は明記をしていくということによろしいのではないのでしょうか。

【平野委員】

分かりました。

【山本会長】

他の先生方、いかがですか。

そうしますと、(4)のその他ですが、これは大枠のところですが、全般的なところでも良いのですが、「計画段階環境配慮書にて選定した計画段階配慮項目以外についても、環境影響の重大性について客観的かつ科学的に」、これも「調査、整理、検討した上で方法書を作成すること。」2回も、3回も念押ししている感じにはなりますが。

それから植物に関しては、この項目は取って全般的項目の中に入れるということによろしいでしょうか。

この件に関しては最後の項目を全般的事項の中に入れるかどうかということもありますが、それぞれ個別の項目できちんと検討して下さい、という意味合いで最後に入れる事で了承していただける様でしたら、今までの議論に沿った内容で事務局と私とで文言を揃えます。その文言に関して大体一週間くらいで、先生方にまた確認のメールを差し上げますので、それで御返事をいただいて本文を揃えたいと思うのですが、いかがでし

ようか。

【平野委員】

一点だけ。全般的事項の（２）なのですが、先ほど事業者の方にも申し上げたのですが、アセスとは無縁に自然公園法の枠組みの中で、多分、事業計画を変えざるを得ないと想定しているのですが、そうなってくるとこの審査会も含めて単一案を説明しなさいというのではなくて、最初から複数案検討しなさいとまで言っても、事業者としてはどのみち、今の案と一切地形改変しない案と両方作らなければならないと思うのですが、単一案を説明せよ、と書いてしまって良いのか、ちょっと疑問なのですが、そこは事務局としては、どう考えておりますか。

【事務局 藤村技術主査】

主務省令上の話なのですが、複数案を示すことが出来ないという事であれば、その理由を附して配慮書に記載するということが前提なのですが、制度上、複数案を提示することについて…。

【平野委員】

言い切れない。

【事務局 藤村技術主査】

ええ。

【平野委員】

ただ事実上、多分複数案になりますよね。勝手な想像かもしれませんが。

【事務局 藤村技術主査】

そうですね。

【山本会長】

ではこうしましょう。

「規模に関する複数案を設定していない理由について」と書いてありますが、「…に関する複数案を整理すること。提示出来ない場合は単一案に至る検討過程…」という文言にさせていただきます。

これでよろしいでしょうか。

【平野委員】

はい。

【事務局 藤村技術主査】

分かりました。

【山本会長】

他に先生方，御意見が無ければこのような形で取りまとめていきたいと思ひます。

以上で，審議を終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。これで私の役割は終わりましたので，事務局にお渡しいたします。

【事務局 平塚技術補佐（班長）】

事務局から連絡させていただきます。県といたしましては，答申を基に知事意見を取りまとめ，8月5日までに事業者へ提出したいと考えております。

また，本案件については今年度の冬に方法書が提出される見込みとなっておりますので，現地の視察につきましては，今年度秋に実施したいと計画しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

最後に，本日の資料でございますが，郵送を希望される場合は机の上に置いていって頂ければと思ひます。事務局からは以上です。

【山本会長】

どうもありがとうございました。

【事務局 大泉副参事兼課長補佐（総括）】

山本会長ありがとうございました。委員の皆様にはお忙しいところ御審議いただき誠にありがとうございました。以上を持ちまして，環境影響評価技術審査会を閉会いたします。本日はありがとうございました。